

別表 1 基準報酬額表 1 (一般事務(技術)、専門事務(技術)、研究職に従事する者)

(令和7年4月1日以降適用)

区分		基準報酬額					
(経過年数)		3年未満	3年以上 6年未満	6年以上 9年未満	9年以上 12年未満	12年以上	
一般事務 (技術) に従事する者	月額	156,300	166,400	177,100	185,100	189,900	
	日額	9,640	10,260	10,920	11,420	11,710	
	時間額	1,244	1,324	1,410	1,473	1,511	
専門事務 (技術) に従事する者	大卒者等	月額	191,400	199,200	211,100	219,300	224,000
		日額	11,800	12,280	13,020	13,530	13,820
		時間額	1,523	1,585	1,680	1,745	1,783
	短大3卒者等	月額	185,600	192,300	196,800	202,200	205,300
		日額	11,440	11,860	12,140	12,470	12,660
		時間額	1,477	1,530	1,566	1,609	1,634
	短大卒者等	月額	172,100	185,600	192,300	196,800	201,000
		日額	10,610	11,440	11,860	12,140	12,390
		時間額	1,370	1,477	1,530	1,566	1,599
研究職	博士課程修了 (大学6卒以上に限る)	月額	231,800	236,100	240,500	244,900	247,100
		日額	14,290	14,560	14,830	15,100	15,240
		時間額	1,844	1,878	1,914	1,949	1,966
	博士課程修了 (大学6卒以外)	月額	229,700	233,800	238,300	242,700	244,900
		日額	14,170	14,420	14,700	14,970	15,100
		時間額	1,828	1,860	1,897	1,931	1,949
	その他・高校卒	月額	156,700	169,000	181,500	190,400	196,900
		日額	9,660	10,420	11,190	11,740	12,140
		時間額	1,247	1,345	1,445	1,515	1,567

- 備考 1 基準月額を適用するのは、契約職員のうち1週間当たりの勤務時間が29時間の者とする。
- 2 上記1以外の契約職員のうち、1日の勤務時間が7時間45分の場合は、基準日額を適用し、1日の勤務時間が7時間45分未満の場合は基準時間額を適用する。
- 3 基準日額は、勤務時間が7時間45分に対応する日額、基準時間額は、勤務時間1時間に対応する額である。
- 4 一般事務(技術)に従事する者に係る経過年数とは、高卒(推定時)後から雇用時まで経過した年数をいうものとし、高卒推定時とは、小卒については卒業6年、高小卒については卒業4年、新中卒については卒業3年、旧中4卒については卒業2年、旧中5卒については卒業1年を経過した時をいう。
なお、高校生については(経過年数)3年未満の欄を使用するものとする。
- 5 専門事務(技術)に従事する者に係る経過年数とは、正規職員の例により学歴免許等を取得した以降とする。
- 6 獣医師免許所有者のうち昭和53年度以降の大学入学者については、免許取得後の経過年数に3年を加えて適用する。
- 7 大卒者等・短大3卒者等・短大卒者等の適用については、その者の資格を考慮し理事長が決定するものとする。

別表2 基準報酬額表2（相談員の業務に従事する者）

（令和7年4月1日以降適用）

区分	基準報酬額							
		2年未満	2年以上 4年未満	4年以上 6年未満	6年以上 8年未満	8年以上 10年未満	10年以上 12年未満	12年以上
相談員（養護教諭等）	月額	229,900	237,100	251,700	266,800	280,100	286,300	293,900
	日額	14,210	14,570	15,470	16,460	17,250	17,660	18,100
	時間額	1,834	1,880	1,996	2,124	2,226	2,279	2,336
（経過年数）		3年未満	3年以上 6年未満	6年以上 9年未満	9年以上 12年未満	12年以上		

- 備考
- 1 臨床心理士等は、財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定した「臨床心理士」の資格を有する者又は心理学系大学院修士課程修了者とする。
 - 2 基準月額を適用するのは、4分の3非常勤職員のうち非常勤職員雇用書に記載された雇用期間が3箇月以上で、かつ1週間当たりの勤務時間が29時間の者とする。
 - 3 上記1以外の契約職員のうち、1日の勤務時間が7時間45分の場合は、基準日額を適用し、1日の勤務時間が7時間45分未満の場合は基準時間額を適用する。
 - 4 基準日額は、勤務時間が7時間45分に対応する日額、基準時間額は、勤務時間1時間に対応する額である。
 - 5 経過年数は、正規職員の例により算出した年数とする。

別表3 基準報酬額表3（講師の業務に従事する者）

（令和7年7月1日以降適用）

区分		基準報酬額		
講師（保健福祉大学）		時間額	7,797	
講師（実践教育センター）			講義	演習
	Aランク	90分単価	21,665	12,412
	Bランク	90分単価	18,200	12,003
	Cランク	90分単価	14,927	12,003
	Dランク	90分単価	12,003	12,003

備考 講師（実践教育センター）に係る職員による区分は次のとおりとする。

(1) Aランク（教授クラス）

- ア 大学及び短期大学の教授
- イ 医師の資格を有する者
- ウ 病院、社会福祉施設、公官署、研究機関等の施設の長にある者
- エ 病院等の看護部長の職にある者
- オ 教授する担当科目に関し15年以上にわたり研究し、研究上の業績があると認められる者
- カ 過去において上記のア、ウ及びエに掲げる職にあった者

(2) Bランク（准教授クラス）

- ア 大学及び短期大学の准教授
- イ 病院等の副看護部長の職にある者
- ウ 専門学校等の教務主任の職にある者
- エ 過去において上記のア、イ及びウに掲げる職にあった者

(3) Cランク（講師クラス）

- ア 大学及び短期大学の講師
- イ 病院等の病棟看護師長、教育主任及び教育担当師長
- ウ 社会福祉施設等の課長、係長
- エ 専門看護師の資格を有する者
- オ 過去において上記のア、イ及びウに掲げる職にあった者

(4) Dランク（助教クラス）

- ア 大学及び短期大学の助教
- イ 専門学校等の専任教員
- ウ 臨床指導者
- エ その他上記のA～Cランクに含まれない者

別表4 基準報酬表4（看護学科実習助手の業務に従事する者）

(令和7年4月1日以降適用)

区分		基準報酬額							
〔免許取得後の経験年数〕			2年未満	2年以上 4年未満	4年以上 6年未満	6年以上 8年未満	8年以上 10年未満	10年以上 12年未満	12年以上
看護学科 実習助手	看護学科科目 担当	月額	209,900	216,400	222,900	230,100	234,200	235,900	237,600
		日額	15,040	15,570	16,050	16,590	16,920	17,050	17,190
		時間額	1,940	2,008	2,071	2,141	2,184	2,200	2,218
	養護教諭 実習 担当	月額	229,900	237,100	251,700	266,800	280,100	286,300	293,900
		日額	14,210	14,570	15,470	16,460	17,250	17,660	18,100
		時間額	1,834	1,880	1,996	2,124	2,226	2,279	2,336
実践教育セン ター教員補助		月額	209,900	216,400	222,900	230,100	234,200	235,900	237,600
		日額	12,940	13,340	13,750	14,190	14,440	14,550	14,650
		時間額	1,670	1,722	1,774	1,831	1,864	1,877	1,890

- 備考 1 看護学科科目（助産に関する科目を除く）を担当する看護学科実習助手については、看護師免許取得者で、免許取得後、5年以上の看護に係る実務経験を有する者とする。ただし、大学で看護基礎教育を修了した者においては、免許取得後3年以上の看護に係る実務経験を有する者とする。
- 2 看護学科科目のうち助産に関する科目を担当する看護学科実習助手については、看護師免許及び助産師免許取得者で、免許取得後、5年以上の助産に係る実務経験を有する者とする。ただし、大学で看護基礎教育を修了した者においては、助産師免許取得後3年以上の助産に係る実務経験を有する者とする。
- 3 養護教諭実習を担当する看護学校実習助手については、養護教諭の有資格者とする。
- 4 実践教育センター教員補助に従事する者については、看護師免許取得者で、業務内容に応じ免許取得後3年以上又は5年以上の看護に係る実務経験を有する者とする。
- 5 基準月額を適用するのは、契約職員のうち1週間当たりの勤務時間が29時間の者とする。
- 6 上記1以外の契約職員のうち、1日の勤務時間が7時間45分の場合は、基準日額を適用し、1日の勤務時間が7時間45分未満の場合は基準時間額を適用する。
- 7 基準日額は、勤務時間が7時間45分に対応する日額、基準時間額は、勤務時間1時間に対応する額である。
- 8 経験年数は、正規職員の例により算出した年数とする。
- 9 助産師については、免許取得後の経験年数に2年を、短大3卒の看護師については免許取得後の経験年数に1年をそれぞれ加えて適用する。